

# 埼玉県体操協会トランポリン委員会 規約

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は「埼玉県体操協会トランポリン委員会」と称する。(以下「本委員会」と略称する)

第 2 条 本委員会の「事務局」を「本委員会」会長及び委員長の指定する場所に設置する。

「事務局」の設置期間に関しては、毎回 2 年おきにより「事務局」の改訂をすることと定める。

\*但し、任命された「役員」「委員」及び設置した「事務局」のやむを得ない理由等（担当者の転勤、重任）により職務、開局途中での設置の変更、異議申し立てに関しては、この限りでないことと定め、その都度協議することとする。

## 第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本委員会は、埼玉県におけるトランポリンの普及、強化、発展と健全な心身の育成を図ることを目的と定める。

第 4 条 前条の目的を達成するために次の事業を主として実施する。

1. 埼玉県体操協会に加盟し連絡を図る。
2. 加盟団体相互の連絡協調と本会の発展を図り、体操競技・新体操・一般体操と共に普及と強化を図る。
3. トランポリン競技会の開催に関する審議並びに執行
4. トランポリン競技の普及発展に関する事業
5. トランポリン愛好者に対する各種講習会の開催
6. トランポリン競技の選手育成並びに強化練習会の開催
7. トランポリン指導者の育成並びに連絡調整
8. その他、目的を達成するために必要とする事業

## 第 3 章 組織及び資格

第 5 条 本委員会は、埼玉県内における市町村協会並びにその傘下のクラブの登録者及び個人・団体の登録者をもって組織構成する。

## 第 4 章 加盟及び脱退

第 6 条 前条の団体及び個人は、毎年の登録申請により加盟するものとする。また、年度途中において脱退する場合は速やかに事務局まで申し出ることとする。

第 7 条 本委員会の加盟団体として申請方法に合理性があっても、登録に虚偽や競技者精神に反する行為等、加盟及びそれぞれの事業に参加することに対し不相当と認められた場合は、年度途中であっても登録の拒否または登録を取り消すものとする。

第 8 条 加盟団体は、別途定める加盟団体に関する規定を守らなければならない。

## 第 5 章 役員及び委員

第 9 条 本委員会に次の役員をおく。

委員長 1 名（委員の中より代表者として任命）

委員 団体登録された団体の代表者を任命（原則）

事務局 事務局長 1 名（事務局の責任者）

会計 若干名

第10条 委員長、事務局、会計の任期は2年とし、主たる業務内容を下記の通り定める。

項目 名称	委員長	事務局	会計
主 業 務 及 び 責 任 役 割 分 担	<p>年間を通じての</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「本委員会」及び本委員会の主管、協賛する競技その他事業の運営実行委員の責任者</li> <li>●本委員会以外の団体等との折衝代行者として遂行する</li> <li>●「埼玉県トランポリン選手権大会」・「本委員会が主管する大会」等の実行委員長とその運営責任者として運営にあたる</li> <li>●本委員会の運営上の問題、その他運営上支障を生じる場合等、本委員会の代表者として職務遂行する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各団体、個人、選手、役員、指導者等の登録及びその案内受付窓口</li> <li>●必要とする競技会の主管運営とその実施計画、準備と運営</li> <li>●必要に応じて「トランポリン委員会」の会議計画と実施運営の立案と案内</li> <li>●「埼玉県トランポリン選手権大会」等の運営事務局として委員長との連絡を密にして円滑な運営実行に努める</li> <li>●本委員会に関連する事項に関しての「事務連絡」「運営」に関して遂行する受付窓口とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会計管理、収入、支出の管理、各団体、個人、選手の登録等を含む全ての金銭取り扱いの管理</li> <li>●競技会、その他の場合、特別の会計を設けることができる</li> <li>●会計は、本委員会の指定する銀行口座を設けて業務処理、受付等にあたる</li> <li>●各年度の予算及び決算報告時に年間の歳入出の内容を作成し、決算報告の資料作成にあたり、会計報告を添えて本委員会に報告し承認を得なければならない</li> </ul>

## 第6章 会 議

第11条 会議の開催は委員長が承諾した後、事務局より招集し、議長を委員長が努め、事務局及び委員（代理者でも可能）をもって構成し遂行することとする。

第12条 会議の表決は、出席者の過半数以上の議決で決定する。可否同数の時は、委員長がこれを決定する。

第13条 本委員会は、各事業執行のため、他に専門委員を推挙し専門委員会を構成することができる。

第14条 委員長は、各専門委員会を必要に応じて招集し、会議を開催することができる。会議は、出席者の過半数で決定する。決定事項は、本委員会に報告し、必要に応じて承認を得なければならない。

## 第7章 会 計

第15条 本会の運営経費は、次のとおりとする。

1. 団体加盟費及び個人登録費
2. 事業収益金、寄附金、補助金
3. その他の収入

第16条 前条の団体加盟費及び個人登録費の金額は、本委員会において定める。

第17条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

## 第8章 附 則

第18条 本規約に規定なき細則は必要に応じて本委員会にて定める。

第19条 本規約の改廃は、本委員会において出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第20条 本規約は、平成29年4月1日より施行する。

なお、昭和51年4月1日施行の「埼玉県トランポリン協会規約」は、この規約の施行をもって廃止する。